

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月30日

盛岡市長 内館 茂 様

提出者

住 所 岩手県二戸市金田一字上平75番1

氏 名 有限会社扇田産業

代表取締役 扇田 武留

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0195-27-3711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社扇田産業
事業場の所在地	二戸市金田一字上平75番1 (盛岡市内の工事現場)
計画期間	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 19,464万円
③従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	①燃え殻→委託処理(管理型埋立) ②汚泥→委託処理(管理型埋立) ③廃プラスチック類Ⅰ→委託処理・圧縮・切断処理(再生利用) ④廃プラスチック類Ⅱ→委託処理・焼却処理(熱回収)→燃え殻(管理型埋立) ⑤廃プラスチック類Ⅲ→委託処理(安定型埋立) ⑥紙くず→委託処理・焼却処理(熱回収)→燃え殻(管理型埋立) ⑦木くず→委託処理・焼却処理(熱回収)→燃え殻(管理型埋立) ⑧ガラスくず・陶磁器くずⅠ→委託処理・圧縮・切断処理→溶融処理(熱回収) ⑨ガラスくず・陶磁器くずⅡ→委託処理(安定型埋立) ⑩ガラスくず・陶磁器くずⅢ→委託処理(管理型埋立) ⑪ガラスくず・陶磁器くずⅣ→委託処理・破碎処理(再生利用) ⑫がれき類Ⅰ→委託処理・破碎処理(再生利用) ⑬がれき類Ⅱ→委託処理(安定型埋立) ⑭石綿含有産業廃棄物→委託処理(安定型埋立)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図)							
<table border="1" style="margin: auto;"><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">代表取締役 (廃棄物処理統括責任者)</td></tr><tr><td style="text-align: center;">工 事 部 廃棄物管理担当職員</td><td style="text-align: center;">総 務 部 委託契約等担職員</td></tr></table>				代表取締役 (廃棄物処理統括責任者)		工 事 部 廃棄物管理担当職員	総 務 部 委託契約等担職員
代表取締役 (廃棄物処理統括責任者)							
工 事 部 廃棄物管理担当職員	総 務 部 委託契約等担職員						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり						
	産業廃棄物の種類						
	排 出 量	t	t				
	(これまでに実施した取組) 分別を徹底している。						
②計画	【目標】 別紙のとおり						
	産業廃棄物の種類						
	排 出 量	t	t				
	(今後実施する予定の取組) 分別の徹底を強化する。						
産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、ガラスくず・陶磁器くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物を確実に分別し、できるだけ再生利用又は熱回収業者に委託処理をしている。						
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 更なる、上記産業廃棄物の分別を徹底し、再生利用又は熱回収業者の委託処理量を増加させる。						

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) アスファルト廃材及びコンクリート廃材について、破碎処理を行い再生利用している。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後もアスファルト廃材及びコンクリート廃材について、破碎処理を行い再生利用する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ①廃プラスチック類、紙くず、木くずは、主に優良認定処理業者である認定熱回収業者へ処理委託をしている。 ②ガラス・陶磁器くずは、主に破砕処理業者に委託し再生利用をしている。 ③がれき類は、主に破砕処理業者に委託し再生利用している。 ④石綿含有産業廃棄物については、安定型埋立処分業者に委託をしている。 ⑤燃え殻、汚泥は、管理型埋立処分業者に委託をしている。		

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>排出する産業廃棄物は、できるだけ優良認定処理業者、再生利用業者または認定熱回収業者に処理を委託する。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。